変革の時代を支える法律家として
成年後見制度の改正にあたって



日本司法書士会連合会会長
小澤 吉徳

1967年３月27日生。静岡県司法書士会所属。
1991年司法書士開業。
2006年～2012年　静岡県司法書士会副会長。
2007年から、日本司法書士会連合会理事、常任理事、副会長を歴任。その他、法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会委員、法制審議会民事訴訟法（ＩＴ化関係）部会委員、法制審議会民法（成年後見等関係）部会委員、ＯＤＲ推進検討会委員（法務省）に就任。

１．はじめに

令和８年４月３日、「成年後見制度」の見直しと「デジタル遺言」の導入を柱とする民法等の改正案が閣議決定されました。その後、５月20日には当職が衆議院法務委員会において、参考人として意見陳述をする機会に恵まれました。この月報が皆様に届くころには、法案審議も終了しているかもしれません。

この成年後見制度の改正に関しては、令和４年６月から公益社団法人商事法務研究会で行われました「成年後見制度の在り方に関する研究会」に委員として参加させていただき、研究会で報告書が取りまとめられた後は、法制審議会民法（成年後見等関係）部会の委員として審議に関わって参りました。

司法書士は、平成11年の民法改正により禁治産制度が成年後見制度に改正されることになった際、日本司法書士会連合会及び全国各地の司法書士会が中心となって、同年12月に司法書士を社員とする「成年後見センター・リーガルサポート」を社団法人として設立しました。その取組の結果、専門職として最も多く家庭裁判所から成年後見人等に選任されています。今も全国各地で高齢者、障害者等の権利擁護及び福祉の増進に取り組んでいます。司法書士は、現場で成年後見制度の運用を担う専門職であり、また、制度を利用されている本人やその親族の方、本人を支える医療、福祉関係者、さらには自治体や中核機関とも深く関わっているため、専門職としての現場における運用改善はもちろん、本人の権利擁護や意思尊重という視点からも意見を述べてきました。

今回の改正は、これまで以上に本人の希望を大切にし、「必要がなくなれば終わることができ」「必要なことだけを支援することができ」「本人のために特に必要があれば後見人等の交代がしやすくなり」「法的課題が解決した後に親族や適切な権利擁護事業などに引き継ぎやすくしていく」ことを可能とする画期的な法改正となっていると考えています。

最高裁判所事務総局家庭局から公表されました、最新の「成年後見関係事件の概況～令和７年１月から12月」によると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが、全体の約16.4%、親族以外が成年後見人等に選任されたものが、全体の約83.6%となっています。

成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳をみますと、合計42,732件のうち親族が7,014件、親族以外が35,718件となっており、うち司法書士が11,966件、弁護士が8,903件、社会福祉士が7,280件、市民後見人が390件となっています。

2.「終わらない後見」から「終われる後見」へ

改正案では、法定後見制度利用の必要性がなくなれば、制度利用を終了することができることとされています。これは本人やその親族から強く要望されていた点ですが、我々も必要性がなくなっているにも関わらず、漫然と法定後見の利用が続いていくことは望ましくないと考えています。

また、制度利用が終わらないことで、本人やその親族等が制度利用を躊躇され、その結果として、遺産分割協議や不動産の売却手続などが進まないということも実際に起こっていますので、この改正案が成立すれば、その副次的効果として、相続登記や未利用土地の活用も促進されるものと期待され、これは大きなメリットであると考えています。

例えば、現在我が国が抱える大きな社会的課題の一つに、空き家・所有者不明土地問題があります。そして、その問題は端的に申し上げれば、相続登記の未了問題であり、その理由として最大のものは、遺産分割が整わないこと、と指摘されています。相続人の中に判断能力が不十分な方がいるケースというのは、恐らくほぼ会員の全員が体験されていると思いますが、そのような際に、この成年後見制度を円滑に利用することができれば、結果として、遺産分割協議が円滑に進むこととなり、相続登記も進み、空き家・所有者不明土地問題の解決に寄与することとなります。

親族等による支援があり、法定後見が終了しても問題なく生活できる方については、終われる道筋が付くことにより、利用しやすい制度になります。一方で、いわゆるおひとりさま（2025年、65歳以上のおひとりさま世帯数は815万世帯とのことですが、増加傾向にあり、2050年には1083万世帯にもなると予測されているところです。）のように本人に関わる親族がなく、福祉制度の利用によることが困難な場合には、法定後見による継続的な支援が必要な方も多くいます。

後見制度を利用しないと自身の権利擁護が図れない方の中には、後見制度を利用し、後見人が付いてくれていてよかったと考えている方も多くおられます。支援の期待できる親族がいない方々については、法定後見が終了してしまうと、社会生活に大きな不都合が生じます。そのような不都合が生じる場合は必要性がなくなったとは判断できないため、後見制度の利用が継続することになり、親族等による支援が期待できない場合の後見制度利用者が困ることのない制度が提案されていますので、本人の状況やニーズに合った支援を提供できる制度になっていると考えています。

3．補助制度への一元化

改正案では、補助に一元化することが提案され現行の後見及び保佐類型はなくなります。特に後見類型は、事理弁識能力を欠く常況にある者を手厚く保護する制度であるため、この後見類型がなくなれば本人保護も弱まることになります。保護が弱まるという部分だけを取り出すとネガティブな印象を受けますが、本人保護を強めすぎると本人の意思尊重が不十分になる側面もありますので、今回の改正案は、現在強すぎると言われている本人保護を弱めることにより、本人意思尊重と本人の保護とのバランスを調整したものであり、国連の障害者権利条約との関係や制度利用者の人権という視点からも評価できるものだと考えています。

また、改正案では補助類型に一元化することが提案されていますが、現行法でも補助類型の利用は本人の同意が必要であり、改正後もこの原則は維持されるため、基本的には制度利用に同意した人を対象とする制度になります。ただし、遷延性意識障害の人など、同意の意思を表示することができない人もおられるところ、相続手続等スポット的に制度を利用する必要性もあることから、そのような

同意意思を表示できない人も利用できる制度とすることも重要です。この点について、改正案では、同意の意思を表示できる方については、その同意の意思を制度利用の要件としつつ、同意の意思を表示できない方についても必要性が認められれば制度利用を可能とすることにより、バランスの取れた制度となっていると考えます。

4.「代えられない後見」から「代えられる後見」へ

改正案では、後見人を交代させやすくする施策として、欠格事由の見直しが提案されています。本人の状況やニーズに合った後見人の交代は、本人や親族から強く望まれていました。後見人の交代を実現する方法としては、後見人自身が辞任するか、家庭裁判所が解任する必要がありますが、現行法下で解任ができるのは不正行為等がある場合に限られ、本人の利益のために必要な場合であっても解任ができませんでした。チームによる本人の支援に支障が生じている場合など、本人の利益のために必要があるときは、現在でも家庭裁判所と協力して、この状況やニーズに合った交代を実現するべく働きかけを行っていますが、この改正案が実現すれば、今まで以上に本人のニーズに応じた交代が可能になり、本人にとって望ましい制度になると考えます。

5．報酬について

後見人の報酬については、親族の方などから高すぎる、というご意見をいただくこともあるのですが、一方で専門職の側からは、負う責任や行った業務の内容と比較して少なすぎる、という意見を聞くこともあり、利用者側と提供者側の捉え方の差異が大きい部分です。できる限り安価な方がいいという利用者側の意見もよく分かりますが、特に地方において、後見人のなり手が不足しているという問題もあります。頼れる親族がいない方についても、全国どこでも必要な司法サービスを受けることができる状況を維持していくことは重要であると考えていますので、提供者側にとっても納得できる報酬を確保することもまた重要であると考えています。

改正案では、事務の内容が報酬に影響することが明記されることになっており、事務が少ないケースでは報酬も少なく、多いケースでは報酬も多くなることが予定されており、利用者側と提供者側双方にとって望ましい方向だと考えます。

また成年後見制度利用支援事業による報酬助成も、後見制度の利用が必要な方に対してサービスを提供するために重要なものとなっていますので、現在、厚生労働省において検討がなされていますが、後見制度を使いやすくするために、この利用支援事業が拡充され、使いやすくなることを期待しています。

6．死後事務について

実務的に大きな変化があるものとして、本人死亡後の権限についての改正が提案されています。現在の実務上の大きな問題点として、本人が亡くなった後の火葬、埋葬といった死後事務をどうするのか、最後の医療費や施設料等の残された債務の支払いをどうするのか、というものがあります。専門職が後見人として関与する中には、本人に関わる親族がおられないケースも多くあります。関わる親族がおられない方が亡くなった場合、その火葬、埋葬等の事務を誰が行うのかというのは、とても大きな問題になっており、近年はこの死後事務に対応する事業者も現れてきていますが、そのような事業者と自ら契約する能力がないケースや費用負担ができないケースについては、後見制度本来の使い方とは異なりますが、後見人が死後事務に対応することを期待して後見申立がなされることもあります。

後見事務は本人の死亡により終了しますので、死後事務を行うことは後見人の義務ではありません。しかしながら、亡くなるまで本

人に関わっていた立場の人間が、原則だからといきなり事務から離れることは周囲の関係者からの信頼を失うことにもなりかねません。そのため、やむをえず後見人が死後事務に関わることは珍しいことではありませんでした。後見人が死後事務を行うことは、平成28年の民法改正により、一定の行為につき家庭裁判所の許可を得ることで可能になりましたが、これは後見類型に限定された規律であり、保佐類型や補助類型においては、死後事務を行う人がいなくても、この規律を根拠として死後事務を行うことはできませんでした。

補助に一元化された改正案のもとでは、補助人について死後事務を行うことができる規律が定められていますので、実務現場で明確な権限がないまま、対応を余儀なくされていたケースについて、正当な権限を持って対応できるようになるものであり、とても心強いものになります。

7．任意後見について

改正案では任意後見制度についての改正も提案されています。任意後見制度は本人が判断能力の十分にあるうちに、自ら後見人を任せたい人と契約しておく制度であり、本人の意思により利用するため、法定後見よりも望ましい制度とも言えます。任意後見は海外ではこちらが主流になっている国もあるのですが、残念ながら日本ではそれほど普及しておらず、契約者は令和６年度で1.7万人程度、契約発効まで至っているのは3,000人弱で、25万人に利用されている法定後見よりも圧倒的に少ない件数になっています。

制度利用を望まれる場合は、法定後見よりも任意後見を利用される方が望ましいと考えていますので、任意後見制度の利用を促進するため、様々な活動を行っていますが、今回の法制審議会の議論でも任意後見制度の利用を促進する観点から様々な意見が出されました。

任意後見は、任意後見監督人が選任されることが効力発生要件になっているのですが、法務省が令和３年度から４年度に行った調査により、この任意後見監督人の負担が、任意後見契約がなされないこと、さらには契約された任意後見契約の発効がなされないことの理由の一つになっていることが分かっています。そのため、任意後見監督の負担を軽減する方法として、限定されたケースではありますが、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督する規律や、公正証書において記載された任意後見監督人に関する本人の希望を家庭裁判所が考慮する規律が提案されることになりました。

8．最後に～十全な準備を！

この改正案の提案理由は、『高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、後見及び保佐の制度の廃止並びに補助の制度の適用範囲の拡大、事理を弁識する能力を欠く常況にある者についての補助の制度の特例の創設、任意後見契約と補助の制度との関係の見直し等を行うとともに、電磁的記録等をもって作成する保管証書遺言の創設等の措置を講ずる必要がある。』とされています。

当連合会としましては、改正案の施行に備え、司法書士が超高齢社会における司法アクセスの担い手としての役割を、これまで以上に果たすことができるよう、十全な準備に努めて参ります。